

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を
改正する条例

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年周南市条
例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「30日以内」を「60日以内（年度の途中において指定の期間が満了したと
き、又は第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その満了の日の翌日
又はその指定を取り消された日の翌日から起算して60日以内）」に改め、同条ただし
書を次のように改める。

ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、当該期限を延長することができ
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(事業報告書の作成及び提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎年度終了後<u>30日以内</u>に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した規則で定める事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。<u>ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(事業報告書の作成及び提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎年度終了後<u>60日以内(年度の途中において指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その満了の日の翌日又はその指定を取り消された日の翌日から起算して60日以内)</u>に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した規則で定める事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>